

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までA会社（以下「会社」という。）の労働者として、原綿倉庫でフォークリフトを運転して原綿の積卸し等の作業に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月初旬から湿性咳嗽があり、血痰・呼吸苦を自覚したため、同月〇日にB病院に受診したところ、肺がんの疑いがあると診断された。このため、同年〇月〇日にC病院に受診し、肺がんと診断され、同年〇月〇日左肺全摘の手術を受け、以後、B病院で療養を継続した。

請求人は、会社においてフォークリフトを運転して紡績に係る原綿の積卸し等の作業に従事し石綿ばく露を受け、肺がんを発症したとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した肺がんは業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、被災者に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、請求人に発症した肺がん（以下「本件疾病」という。）は石綿ばく露によるものである旨を主張する。ところで、石綿による疾病の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が、「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基き、検討する。

#### (2) 肺がんの原発性

請求人に発症した本件疾病は、D医師の平成〇年〇月〇日付け診断（意見）書、E医師の同月〇日付け診断（意見）書及びF医師の同年〇月〇日付け意見書から、当審査会としても原発性の肺がんであると判断する。

#### (3) 石綿ばく露状況

請求人の石綿ばく露状況について、同僚Gの申立てによれば、会社で取り扱っていた紡績糸はカシミロンというアクリル繊維で、石綿は含有しておらず、石綿を含んだ製品は取り扱っていないとされており、請求人が認定基準に示された石綿製品の製造工程における作業等に携わったものとは認められない。

他方、同僚Gの申立てによれば、第一工場と第二工場の間にある製品倉庫内セッター室の天井とたれ壁、第三工場原料倉庫の天井と柱に石綿が吹き付けられていたとされ、請求人は、自身が会社〇課に所属していた期間、原綿倉庫で荷役のリフトオペレーター作業を主業務として従事していたこと、退職前には、製造事務所に異動し外注会社への紡績糸の払出し業務に従事していたことか

ら、石綿にばく露していた旨主張する。

上記セッター室の吹付け石綿についての客観的な資料はないが、請求人が荷役のリフトオペレーター作業において、劣化し飛散した石綿になにかがしかばく露した可能性は否定できない。しかしながら、請求人の作業態様からみて、石綿製品の製造工程における作業等と同程度以上に石綿粉じんのばく露を受ける作業や石綿製品の製造工程における作業等及びそれらの作業と同程度以上に石綿粉じんのばく露を受ける作業の周辺等において間接的なばく露を受ける作業には該当せず、当審査会としても決定書理由第2の2の(2)のアに説示のとおり、請求人の業務は認定基準に示された石綿ばく露作業に該当するものとは認められないと判断する。

#### (4) 石綿ばく露に関する医学的事項

##### ア 石綿肺の所見

石綿肺の所見について、D医師は、診断(意見)書において、石綿肺の所見「無」、「石綿と肺癌の関係を否定することはできないが、積極的に疑うこともできないと考える。」と述べ、E医師は、診断(意見)書において、石綿ばく露歴と発症との因果関係について、「臨床的には、明確な因果関係を思わせる所見はない。」と述べている。

さらに、F医師は、意見書において、要旨、原発性肺がんであるが、胸部X線写真(平成〇年〇月〇日撮影)において石綿肺第1型に至る不整形陰影を認めないとしている。

当審査会において上記医師の意見を踏まえ、X線写真及びCT画像を読影したが、上記3名の医師の意見は妥当であって、当審査会としても本件疾病は石綿肺には該当しないものと判断する。

##### イ 胸膜プラークの有無

胸膜プラークの有無について、D医師は、意見書において、胸膜プラークの所見「無」とし、E医師も、意見書において、胸膜プラークの所見「無」としている。

さらに、F医師は、意見書において、「胸部X線写真(平成〇年〇月〇日撮影)及び胸部X線CT検査(平成〇年〇月〇日撮影)において胸膜プラークを認めない。」と述べている。

これに対し、H医師は前記意見書において、上記2の(2)のとおり、左

背部に胸膜肥厚斑を認めたと述べていることから、当審査会において改めて医証等を精査するとともにX線写真及びC T画像を読影したが、上記D医師、E医師及びF医師の意見は妥当であって、当審査会としても、胸膜プラークは認められないものと判断する。

ウ 石綿小体・石綿繊維

石綿小体・石綿繊維については、I病院において計測されておりその石綿小体計測検査報告書には、「石綿小体濃度測定結果、左肺・315本/g（乾燥肺）」と記載されている。当該計測結果は一般人のばく露レベルでもみられるものであり、認定基準に示された認定要件には該当しない。なお、当審査会としても、当該測定について実績があり、その精度についても評価の高い同病院の測定結果に疑義は認められないと判断する。

(5) 上記(2)から(4)により、請求人に発症した本件疾病は原発性の肺がんであると認められるものの、認定基準に示された認定要件を満たさないことから、業務上の事由による疾病とは認められないものと判断する。

その余の請求人の主張は本件結論に影響を及ぼさない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。